

滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

高齢層職員の昇給制度の見直しおよび平成18年度の給料の切替えに伴う経過措置の廃止を行うため、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）他1条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県職員等の給与に関する条例の一部改正

55歳（医療職給料表（1）適用者は57歳）を超える職員について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないこととします。（第1条中第5条関係）

(2) 滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年滋賀県条例第21号）の一部改正

平成18年度の給料の切替えに伴う経過措置について、平成28年3月31日限り廃止することとします。（第2条中付則関係）

(3) この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。

滋賀県職員等の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
第1条～第4条 省略 (昇給の基準) 第5条 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。 2 前項の規定により <u>職員を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3号給）</u> とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 3 55歳（医療職給料表（1）の適用を受ける職員にあつては、57歳）に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）の末日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「 <u>4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3号給）</u> とあるのは、「2号給」とする。	第1条～第4条 省略 (昇給の基準) 第5条 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。 2 前項の規定により <u>職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3号給）</u> とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 3 55歳（医療職給料表（1）の適用を受ける職員にあつては、57歳）に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）の末日を超えて在職する職員の昇給は、 <u>第1項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するもの</u> とする。
4～6 省略	4～6 省略
第6条以下 省略	第6条以下 省略

滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年滋賀県条例第21号）新旧対照表（第2条関係）

旧	新																								
<p>付 則</p> <p>1～6 省略</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>7 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額（滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年滋賀県条例第87号）の施行の日において、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（その職務の級および号給が次の表の職務の級欄および号給欄に掲げるものである職員を除く。）にあっては当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額、それ以外の職員（医療職給料表（1）の適用を受ける職員を除く。）にあっては当該給料月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>	<p>付 則</p> <p>1～6 省略</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>7 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額（滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年滋賀県条例第87号）の施行の日において、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（その職務の級および号給が次の表の職務の級欄および号給欄に掲げるものである職員を除く。）にあっては当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額、それ以外の職員（医療職給料表（1）の適用を受ける職員を除く。）にあっては当該給料月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、<u>平成28年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）から、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては差額相当額に3分の1を乗じて得た額（その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円とする。）を、同年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては差額相当額に3分の2を乗じて得た額（その額が20,000円を超える場合にあっては、20,000円とする。）をそれぞれ減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を給料として支給する。</u></p>																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">給料表</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">職務の級</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">号給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px; vertical-align: top;">行政職給料表</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1級</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1号給から56号給まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px; vertical-align: top;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2級</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1号給から24号給まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px; vertical-align: top;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">3級</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1号給から8号給まで</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職務の級	号給	行政職給料表	1級	1号給から56号給まで		2級	1号給から24号給まで		3級	1号給から8号給まで	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">給料表</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">職務の級</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">号給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px; vertical-align: top;">行政職給料表</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1級</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1号給から56号給まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px; vertical-align: top;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2級</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1号給から24号給まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px; vertical-align: top;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">3級</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1号給から8号給まで</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職務の級	号給	行政職給料表	1級	1号給から56号給まで		2級	1号給から24号給まで		3級	1号給から8号給まで
給料表	職務の級	号給																							
行政職給料表	1級	1号給から56号給まで																							
	2級	1号給から24号給まで																							
	3級	1号給から8号給まで																							
給料表	職務の級	号給																							
行政職給料表	1級	1号給から56号給まで																							
	2級	1号給から24号給まで																							
	3級	1号給から8号給まで																							

警察職給料表	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から44号給まで
	3級	1号給から32号給まで
	4級	1号給から16号給まで
研究職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から32号給まで
医療職給料表(2)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
医療職給料表(3)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
福祉職給料表	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から28号給まで
	3級	1号給から4号給まで

8以下 省略

警察職給料表	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から44号給まで
	3級	1号給から32号給まで
	4級	1号給から16号給まで
研究職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から32号給まで
医療職給料表(2)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
医療職給料表(3)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
福祉職給料表	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から28号給まで
	3級	1号給から4号給まで

8以下 省略